

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中

「

- 1 教育委員会の所管に属する事項
- 」を

「

- 1 市民文化部の所管に属する事項
 - 2 教育委員会の所管に属する事項
- 」に改め、同項第3号中

「

- 1 市民生活部の所管に属する事項
 - 2 健康福祉部の所管に属する事項
 - 3 こども育成部の所管に属する事項
- 」を

「

- 1 健康福祉部の所管に属する事項
 - 2 こども育成部の所管に属する事項
- 」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の茨木市議会委員会条例の規定に基づき置かれている常任委員会において、調査を継続している事件については、この条例による改正後の茨木市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会のうち、当該調査事件を所管する常任委員会に承継されるものとする。

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「文教常任委員会」を「教育常任委員会」に改め、同項第3号中「市民生活部」を「市民文化部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の茨木市議会委員会条例（以下この項及び次項において「改正前の条例」という。）の規定により在任している文教常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の茨木市議会委員会条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定による教育常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく文教常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づき置かれている常任委員会において、調査を継続している事件については、改正後の条例の規定に基づく常任委員会のうち、当該調査事件を所管する常任委員会に承継されるものとする。